

# 令和7年4月より入院時の食事に係る標準負担額が改定されます

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円 (+20円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円 (+10円)
	低所得Ⅱ (入院90日超)	1食につき180円	1食につき190円 (+10円)
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし



社会福祉法人 浩照会

伏見桃山総合病院